

商標によるブランドの保護・戦略

②商標によるブランドの保護

講師：特許業務法人藤本パートナーズ
商標部 副部門長 弁理士 田中 成幸

2. 商標によるブランドの保護

●ブランド

「顧客が企業や商品に対して抱くイメージの総体」

●ブランド要素(ブランドエレメント)

「ブランドを識別するための構成要素」

名称、ロゴマーク、キャッチコピー、キャラクター、
パッケージ、色、音楽、におい 等

●商標

「自己の取り扱う商品・役務(サービス)を他人のものと区別するために使用するマーク(識別標識)」

2. 商標によるブランドの保護

商標の種類

(A)文字商標

GOOGLE

(B)図形商標



(C)記号商標



(D)結合商標



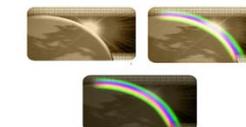
(E)立体商標



(F)動き商標



(G)ホログラム商標



(H)色彩のみからなる商標



(I)音商標



(J)位置商標



2. 商標によるブランドの保護

●各ブランド要素の商標による保護

名 称

名称、ロゴマーク、キャッチコピー、
キャラクター、パッケージ、色、音楽、
におい

会社名、店舗の屋号、商品・サービス名称 等

⇒ 文字商標で保護

2. 商標によるブランドの保護

【登録商標の例】

名称

※会社名

TOYOTA

HONDA

SONY

Panasonic

※商品名

PLIUS

N BOX

XPERIA

VIERA

2. 商標によるブランドの保護

●各ブランド要素の商標による保護

ロゴマーク

名称、**ロゴマーク**、キャッチコピー、
キャラクター、パッケージ、色、音楽、
におい

社名、店舗の屋号、商品・サービスに使用されるマーク

⇒ **図形商標**、**結合商標**で保護

2. 商標によるブランドの保護

【登録商標の例】

ロゴマーク



2. 商標によるブランドの保護

●各ブランド要素の商標による保護

名称、ロゴマーク、**キャッチコピー**、
キャラクター、パッケージ、色、音楽、
におい

キャッチコピー

消費者等の心を強くとらえる効果をねらった印象的な宣伝文句。
主に広告に使用される。

⇒ 主に**文字商標**で保護

2. 商標によるブランドの保護

【登録商標の例】

キャッチコピー

お口の恋人

ココロも満タンに

あなたと、コンビニ、
FamilyMart

コーヒーギフトは
AGF

カラダにピース

2. 商標によるブランドの保護

●各ブランド要素の商標による保護

名称、ロゴマーク、キャッチコピー、
キャラクター、パッケージ、色、音楽、
におい

キャラクター

商品や企業などに対する誘引効果を高める人物や動物 等。
企業の広報活動や商品パッケージ等広い範囲で使用される。

⇒ 主に**図形商標**、**立体商標**で保護

2. 商標によるブランドの保護

【登録商標の例】

キャラクター



ソラカラちゃん



カモノハシのイコちゃん

2. 商標によるブランドの保護

●各ブランド要素の商標による保護

名称、ロゴマーク、キャッチコピー、
キャラクター、パッケージ、色、音楽、
におい

パッケージ

商品の包装に使用されるものであり、パッケージ全体のデザインは意匠権により保護されることが多い。

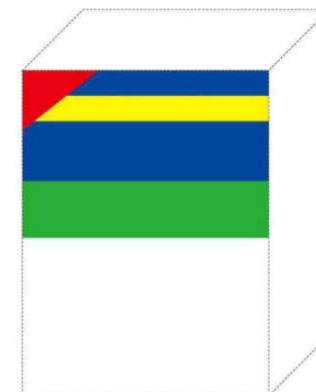
また、包装容器の形状のみの商標については、基本的に自他商品識別力が乏しいことを理由に拒絶されるため登録は極めて難しい。

⇒ 図形商標、立体商標、位置商標で保護

2. 商標によるブランドの保護

【登録商標の例】

パッケージ



2. 商標によるブランドの保護

●各ブランド要素の商標による保護

名称、ロゴマーク、キャッチコピー、
キャラクター、パッケージ、色、音楽、
におい

色

色彩のみからなる商標にて保護

音楽

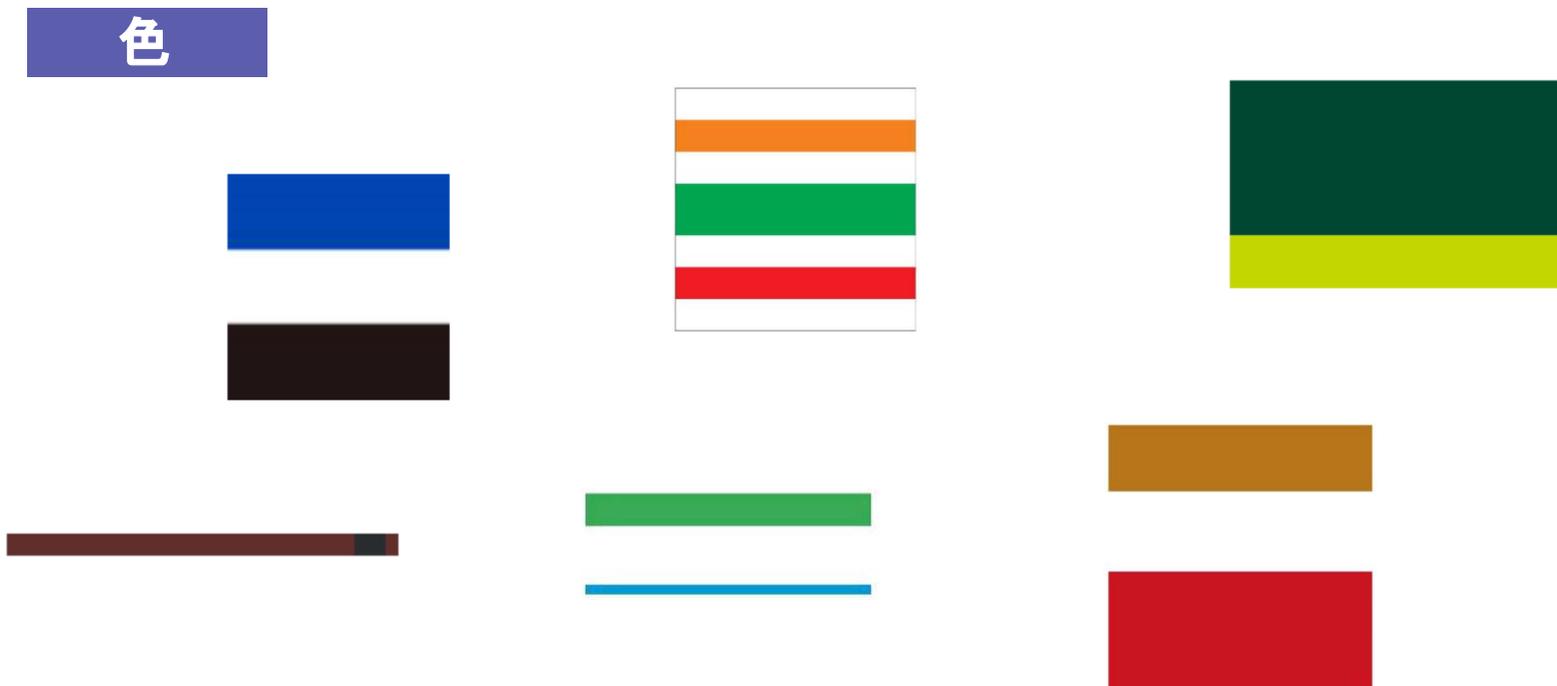
音楽的要素のみからなる商標にて保護

上記商標は、色彩、音が使用された結果、その色彩、音のみで特定の者の出所表示として認識されていることを示すことが必要であり、極めて登録は難しい。

2. 商標によるブランドの保護

【登録商標の例】

色



2. 商標によるブランドの保護

【登録商標の例】

音楽

※音楽的要素のみからなる商標



商標権者: 大幸薬品株式会社



商標権者: インテル・コーポレーション

2. 商標によるブランドの保護

●ブランド要素の商標登録

| ブランド要素 | 保護 | 備考 |
|-----------|----|---|
| 名称 | ○ | |
| ロゴマーク | ○ | |
| キャッチコピー | ○ | |
| キャラクター | ○ | |
| パッケージデザイン | △ | 商標的な使用と認められない場合がある。 立体形状のみからなる商標は登録のハードルが高い。 |
| 色 | △ | 色彩のみ・音楽的要素のみからなる商標は登録のハードルが高い。 |
| 音楽 | △ | |
| におい | × | |

2. 商標によるブランドの保護

●その他

※商品の機能、技術名称

SKYACTIV (技術の名称)

プラズマクラスター (技術の名称)

※色の名称

ポインセチアレッド (リップのカラー)

コントラストブラック (フロア材のカラー)

※香りの名称

FLOWER & HARMONY (柔軟剤の香り)

フラワーハーモニーの香り

マカロンルージュの秘密の香り

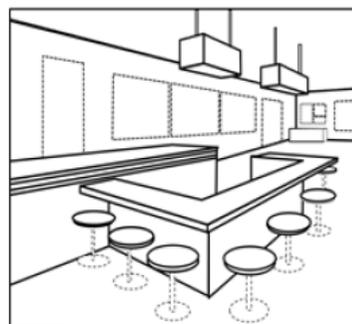
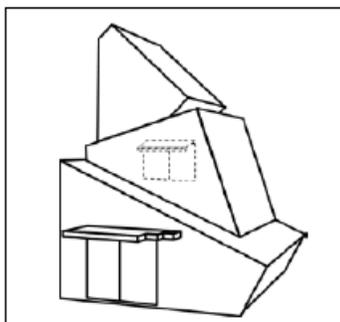
(消臭芳香剤の香り)

2. 商標によるブランドの保護

●その他

【店舗の外観・内装の保護について】

2020年4月1日～ 意匠法の改正により店舗の外観や内装が保護
→ 商標法でも審査基準の改定により立体商標として保護できるようになった。



ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談がございましたら、下記までご連絡ください。

〈特許業務法人 藤本パートナーズ〉

商標部 副部門長 弁理士 田中 成幸

TEL 06-6271-7908

E-mail s.tanaka@sun-group.co.jp